

資料提供日：平成30年7月12日	
担当課	技術調査課
担当者	津々木、南出
電話（内線）	073-441-3080（3080）

建設業者に対する建設業許可取消処分について

和歌山県知事は、下記の建設業者に対して、建設業法に基づく建設業許可取消処分を行ったので、お知らせします。

記

- 取消年月日
平成30年7月11日
- 取消処分を受けた者
 - 商号 株式会社酒井組
 - 代表者氏名 酒井 博文
 - 主たる営業所の所在地 有田市古江見149番地1
 - 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般特－29）第12799号
- 処分の内容
建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号に基づく建設業許可の取消し
- 取消しの原因となった事実
株式会社酒井組の元和歌山営業所長は、和歌山営業所長（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人）であった当時、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当していることが判明した。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

※参考法令については別紙参照

【参考】

建設業法（抄）

第8条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から第十三号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

一～八 （略）

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

一〇 （略）

十一 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第三号又は第四号に該当する者についてはその者が十二条第五号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第六号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

（許可の取消し）

第29条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない。

一 （略）

二 第八条第一号又は第七号から第十三号まで（第十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った場合

建設業法施行令（抄）

（支店に準ずる営業所）

第1条 建設業法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める支店に準ずる営業所は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とする。

（使用人）

第3条 法第六条第一項第四号（法第十七条において準用する場合を含む。）、法第七条第三号、法第八条第四号、第十一号及び第十二号（これらの規定を法第十七条において準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項第三号並びに法第二十九条の四の政令で定める使用人は、支配人及び支店又は第一条に規定する営業所の代表者（支配人である者を除く。）であるものとする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 （略）

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七～八 （略）